

第 2 期高知県教育振興基本計画（案）

平成 28 年 1 月 13 日

高知県

目次

はじめに

第1章 第2期高知県教育振興基本計画の策定について 1

- 1 位置付け
- 2 基本計画の期間
- 3 基本計画の進捗管理

第2章 高知県の教育等の現状と課題 2

- 1 人口減少、少子化、高齢化の進行
 - 2 子どもたちの知・徳・体について
 - 3 子どもたちを取り巻く厳しい環境について
 - 4 学校と地域との連携について
 - 5 就学前の教育・保育について
 - 6 南海トラフ地震対策について
 - 7 学校・教職員について
 - 8 生涯学習について
 - 9 スポーツについて
- <参考：国の教育改革の動き>

第3章 基本理念と基本目標 18

- 1 基本理念 ～目指すべき人間像～
- 2 基本目標

第4章 取組の方向性と施策の基本方向 20

- 1 取組の方向性
- 2 施策の基本方向

第5章 基本方向ごとの施策 31

- | | | |
|---------------|---|-----|
| 基本方向 1 | チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する | 32 |
| 基本方向 2 | 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する | 68 |
| 基本方向 3 | 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる | 83 |
| 基本方向 4 | 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る | 88 |
| 基本方向 5 | 安全・安心で質の高い教育環境を実現する | 90 |
| 基本方向 6 | 生涯にわたって学び続ける環境をつくる | 95 |
| 基本方向 7 | 文化財の保存と活用を図る | 99 |
| 基本方向 8 | 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る | 102 |

第6章 事業実施計画 121

第1章 第2期高知県教育振興基本計画の策定について

1 位置付け

この第2期高知県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものです。

基本計画では、平成21年9月策定の高知県教育振興基本計画に基づく取組の成果や課題、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき定められた本県の「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「大綱」という。）の内容等を踏まえて、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業計画（何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのか）までを定めました。

2 基本計画の期間

基本計画の期間は、大綱の期間に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

3 基本計画の進捗管理

基本計画に掲げた施策の進捗状況等については、第3章の基本目標の達成状況や第5章の施策群ごとの指標を毎年度点検・検証しながら、高知県教育振興基本計画推進会議（仮称）において協議、確認を行います。

なお、この基本計画に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 人口減少、少子化、高齢化の進行

本県の人口は、1956年（昭和31年）の88万3千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出などの影響により減少を始め、1970年（昭和45年）に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少などの影響により1986年（昭和61年）に再び減少に転じ、2015年（平成27年）には73万1千人となっています。

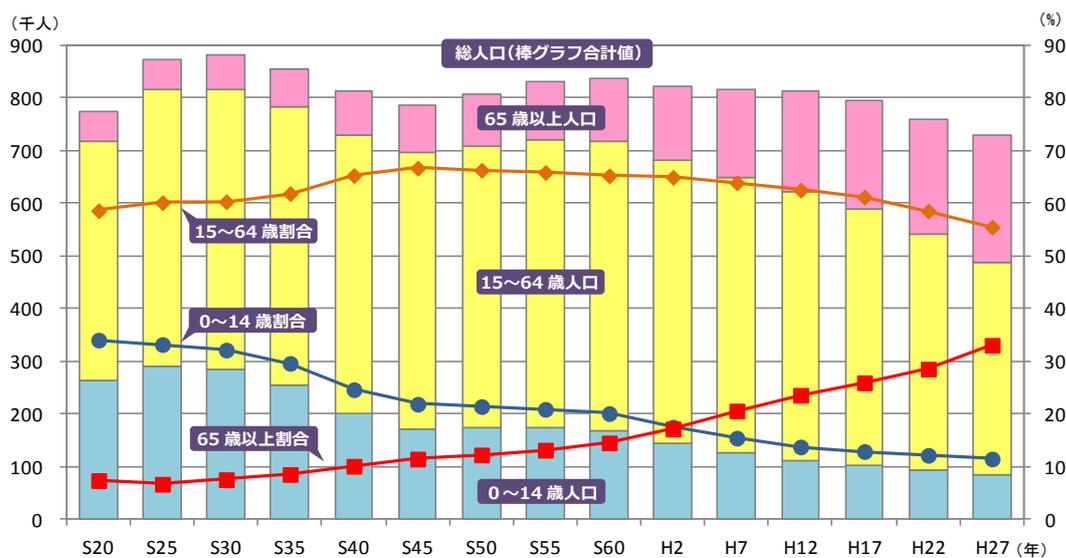
本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したことと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下があげられます。

また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成13年から14年連続で続いており、特に、15～24歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約10年先行して高齢化が進んでいます。

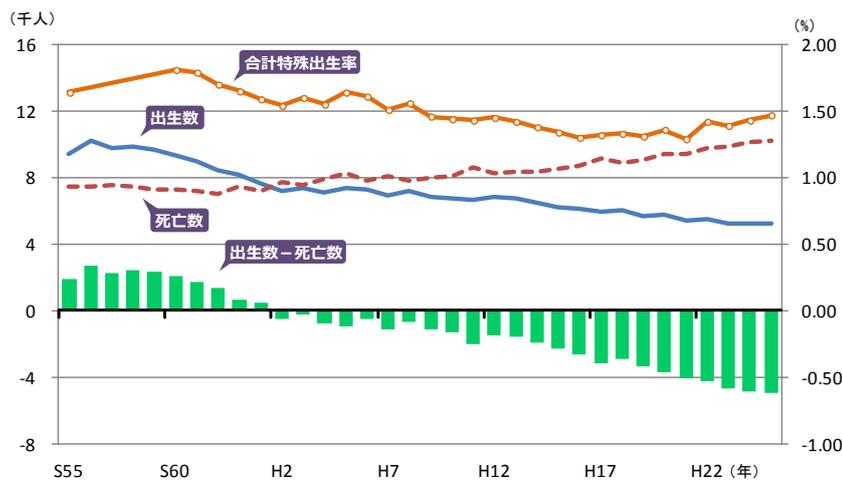
「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、さらなる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略＜平成27年度版＞」を策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。

■ 高知県の人口及び年齢3区分別人口の推移



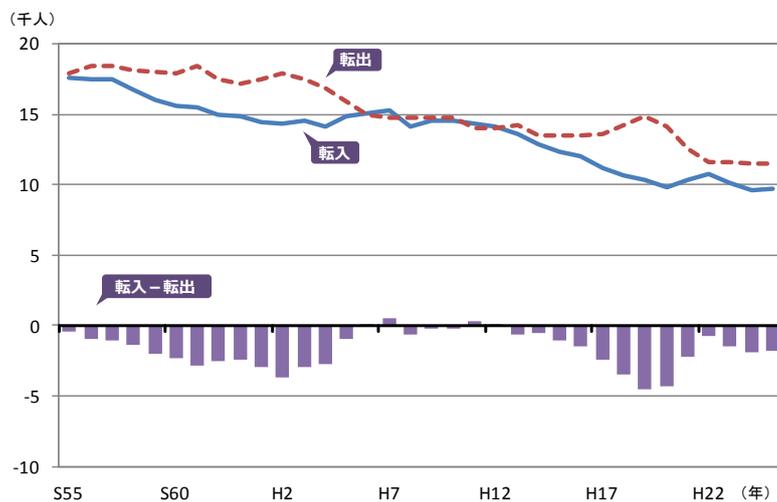
総務省「国勢調査」

■ 自然増減と合計特殊出生率の推移



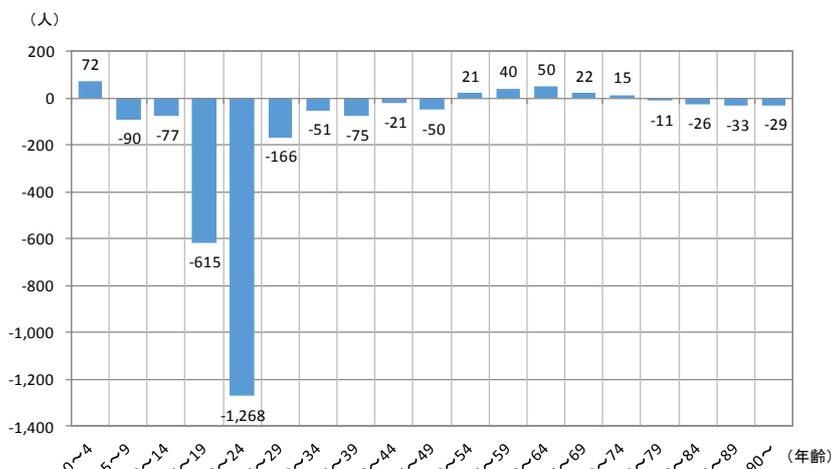
厚生労働省「住民基本台帳人口動態調査」

■ 社会増減の推移



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

■ 年齢階級別の社会増減の状況 (2014年(平成26年))



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2 子どもたちの知・徳・体について

(1) 知の分野について

①小・中学校の学力について

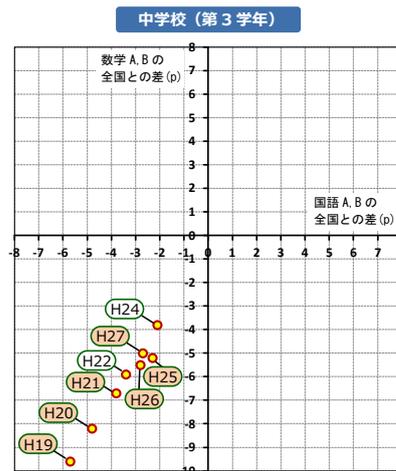
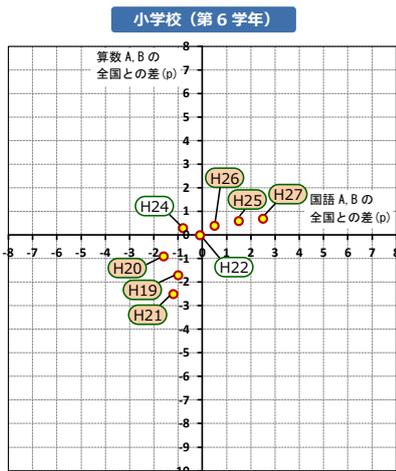
県教育委員会では全国と比較して厳しい状況にあった本県の子どもたちの知・徳・体の向上に向けて、平成 21 年 9 月に「高知県教育振興基本計画」を、平成 24 年 3 月には「高知県教育振興基本計画重点プラン」(以下「重点プラン」という。)を策定し、学力については「小学校の学力は全国上位に、中学校は全国平均まで引き上げる」ことを目標に掲げ、様々な取組を進めてきました。

その結果、平成 27 年度の全国学力・学習状況調査の結果において、小学校の学力は、国語の基礎知識を問う A 問題で全国平均を 3.4 ポイント上回るなど、全国上位にまで向上してきました。

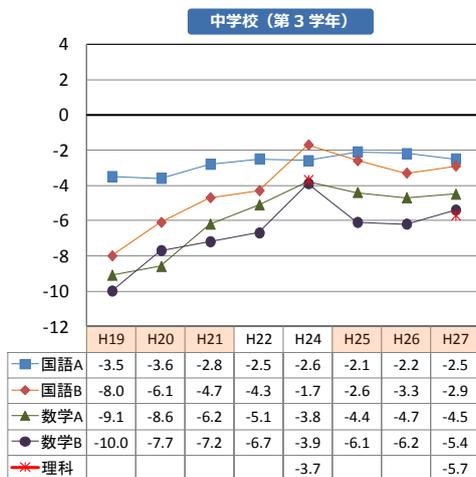
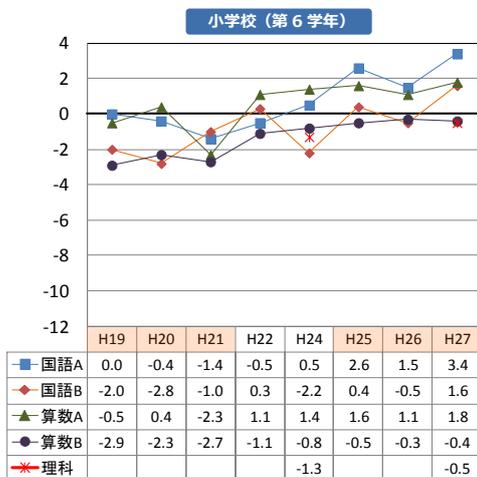
一方で、小・中学校ともに、思考力・判断力・表現力などを問う B 問題に関しては弱さが見られますし、中学校の学力は、国語・数学ともに全国平均を下回っており、平成 19 年度から続いていた学力の改善傾向も、平成 25 年度からは足踏み状態が続いています。

■全国学力・学習状況調査結果 (H19~H27 年度)

◇本県と全国の平均正答率の差



◇本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)

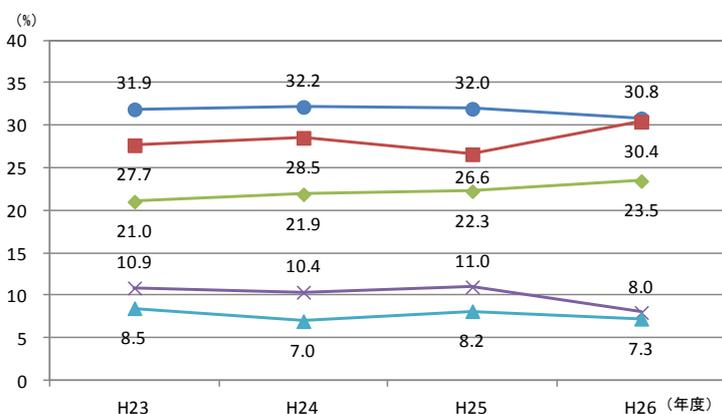


※平成 22・24 年度は抽出調査、平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施

公立高等学校卒業者の進路の状況については、平成26年度の4年制大学進学割合は30.4%と前年に比べ3.8ポイント増加し、進路未定の割合は8.0%と前年に比べ3.0ポイント減少しています。また、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、平成24年度以降は60%を超えています。

一方で、県立高等学校36校で実施した平成27年度学力定着把握検査の結果をみると、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下「D3層の生徒の割合」という。）が、9月に行われた2回目の調査では、1年生は全体の19.6%、2年生は13.5%という厳しい状況となっています。また、1日の家庭学習時間については、2年生の46.3%が「ほとんど学習しない」と回答しています。高等学校に入学することが目標となって、学ぶことの意義や将来の目標を持っていない生徒が多いことが、このような状況につながっているものと思われます。

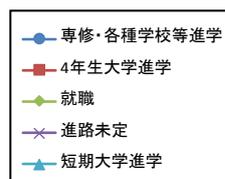
■公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況



※就職については高知県就職対策連絡協議会調べ、進学については高知県進学協議会（H24まで）、高等学校課（H25以降）調べによる

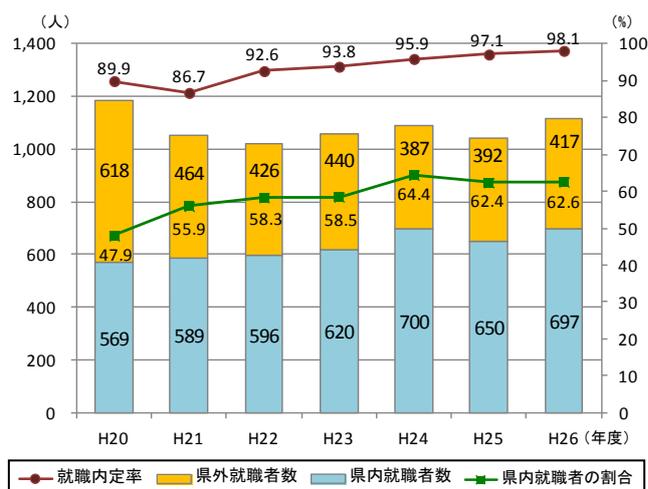
※就職率・進学率は、公立高校卒業生全体に占める割合

※進路未定には、具体的な進学・就職先が未定の生徒、パート・アルバイト等の生徒も含む



高知県就職対策連絡協議会、高知県進学協議会、高等学校課調査

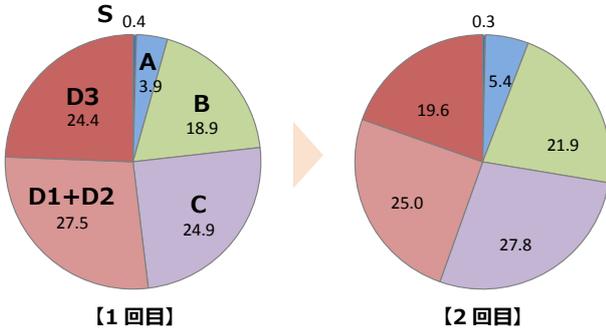
■公立高等学校卒業者（全日・定時制）の就職の状況



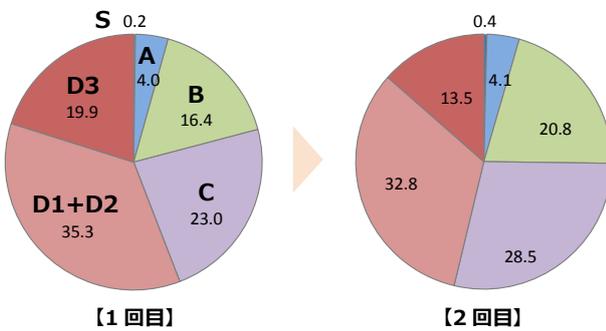
高知県就職対策連絡協議会、高等学校課調査

■平成 27 年度学力定着把握検査結果

第 1 学年



第 2 学年



※県立高校 36 校（全日制及び昼間部）で実施

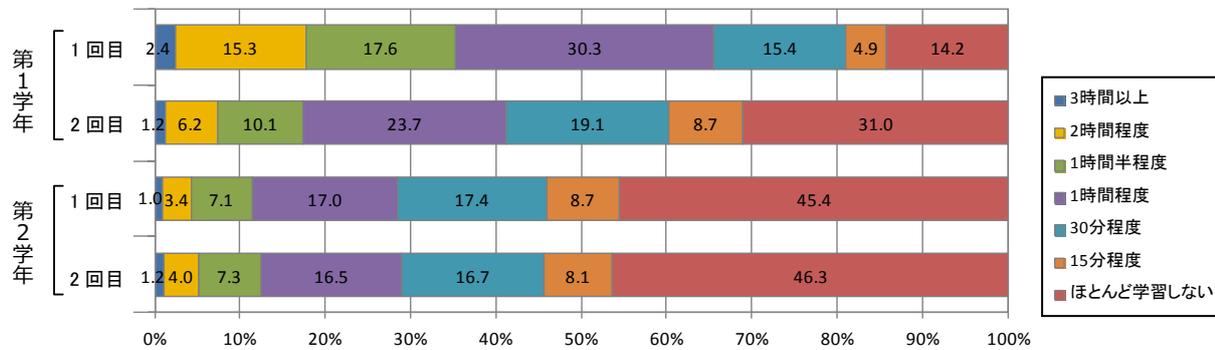
※数値は学力定着把握検査 I（30 校）と学力定着把握検査 II（高 1：1・2 回目 6 校、高 2：1・2 回目 5 校）の結果を合わせたもの

※1 回目は 4 月、2 回目は 9 月に実施

※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり

学習到達ゾーン (GTZ)	進路選択肢	
	進 学	就 職
Sゾーン	S1	難関大学合格レベル (最難関大はS1)
	S2	
	S3	
Aゾーン	A1	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
	A2	
	A3	
Bゾーン	B1	公立大学合格レベル(一般入試) 国公立大の推薦入試に合格可能で、私立大の一般入試では、選択肢が広がるレベル
	B2	
	B3	
Cゾーン	C1	就職筆記試験における平均的評価レベル 私大・短大・専門学校の一般入試に対応可能なレベル
	C2	
	C3	
Dゾーン	D1	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をする上で支障が出ることが多い 筆記試験が課される企業では不合格になることが多い
	D2	
	D3	

■高校生の 1 日あたりの学習時間（H27 年度）



※学力定着把握検査 I の実施校（30 校）での調査結果

県高等学校課調査

(2) 徳の分野について

重点プランでは、暴力行為や不登校、中途退学の状況について、全国平均まで改善することを目標に、キャリア教育や道徳教育をはじめ、子どもに内在する力や可能性を引き出すことに力点を置いた生徒指導を推進してきました。

平成 26 年度の全国調査の結果をみると、高等学校の不登校や中途退学については一定改善がみられますが、暴力行為や小・中学校の不登校が増加傾向にあるなど、依然として厳しい状況が続いています。

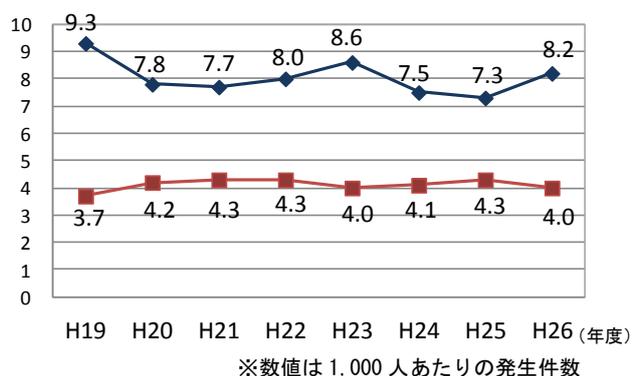
暴力行為は、全国平均を上回る状況で推移しており、特に中学校で多く発生する状況が続いています。また、小学校においても急増しており、暴力行為の低年齢化が危惧されています。

不登校は、学年が上がるにつれて増加する状況が続いており、特に中学校 1 年生で急増する傾向にあります。

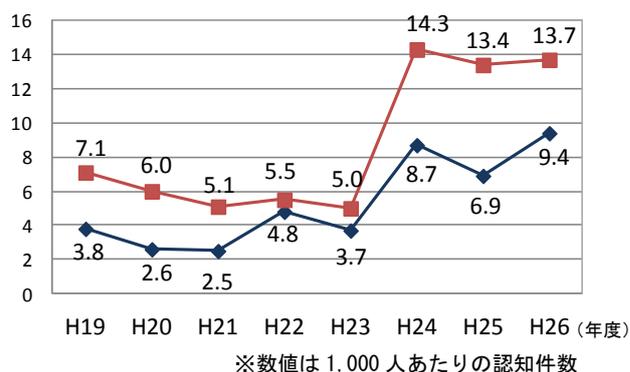
いじめは依然として続いており、その認知件数は、平成 24 年度に他県で発生したいじめ事件をきっかけに教職員のいじめに対する危機感が高まってきたことで増加し、その後は一定の水準で推移しています。

■ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 (H19~26 年度)

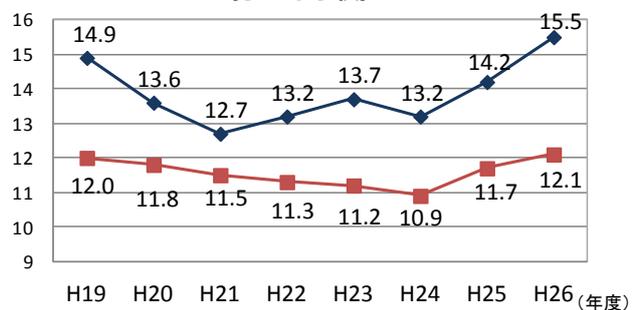
◇ 暴力行為 (小・中・高等学校)



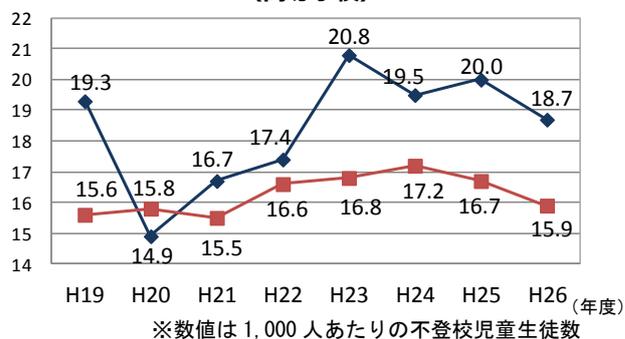
◇ いじめ (小・中・高・特別支援学校)



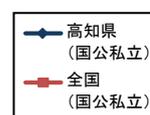
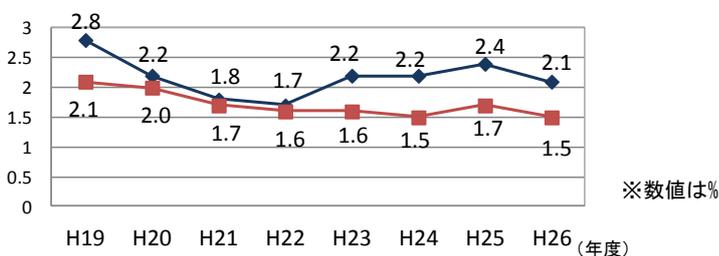
◇ 不登校 (小・中学校)



(高等学校)



◇ 中途退学



(3) 体の分野について

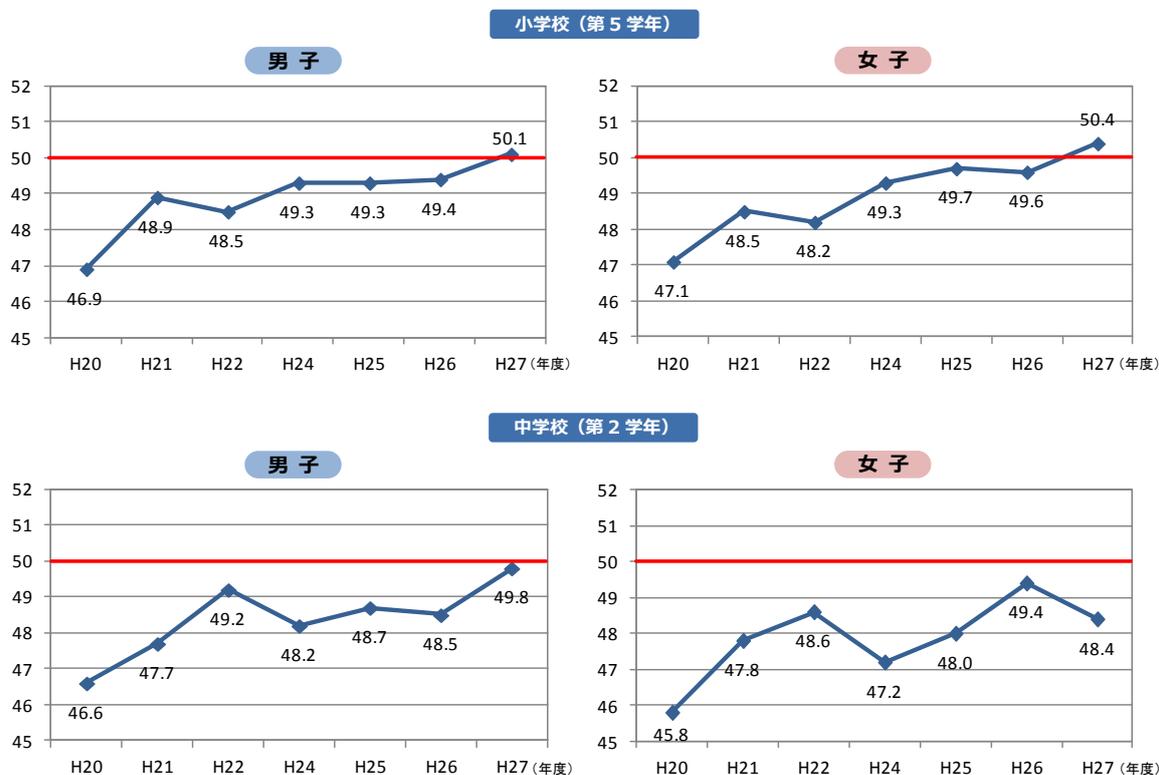
小・中学校の体力・運動能力については、平成 20 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、平成 27 年度の調査結果では、小学校は男子、女子ともに重点プランの目標である全国平均を初めて上回り、中学校男子もほぼ全国平均に達しています。中学校女子についても、全国平均には届いていませんが、過去 3 番目に高い結果となっており、全体的にみて上昇傾向にあるといえます。

しかし、小・中学校ともに 1 週間の総運動時間が全国と比べて少ないなど、運動習慣が十分に定着していない状況がみられます。特に、中学校女子では、1 週間の総運動時間が 60 分未満の生徒の割合が全国平均よりかなり高くなっています。

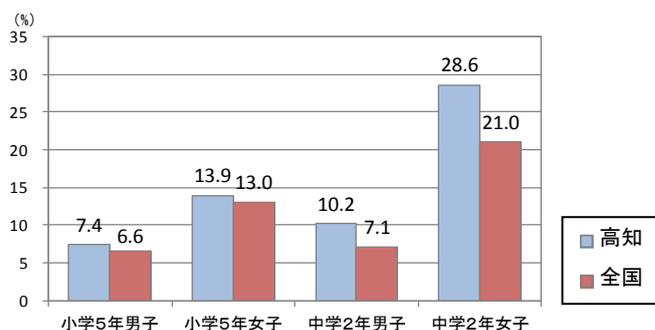
■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 (H20~27 年度)

◇体力合計点（8 種目の実技の総合点）の推移

※平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施
※数値は T 得点（全国平均=50）



◇1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合 (H27 年度)



3 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

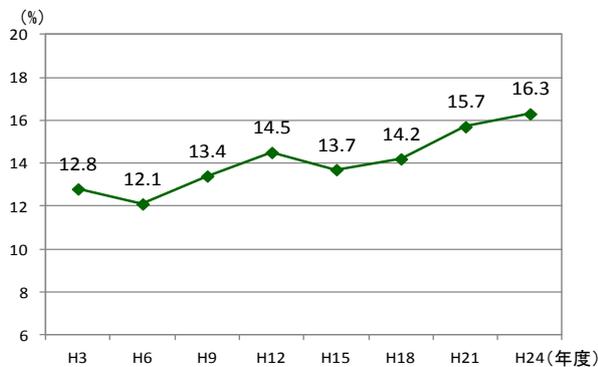
日本における子どもの貧困率は、平成24年には16.3%（子どもの約6人に1人）と過去最悪の状況になっています。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合はさらに高いことが推測されます。（※ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約4倍と厳しい状況にあります。）

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着やいじめ、不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

※子どもの貧困率

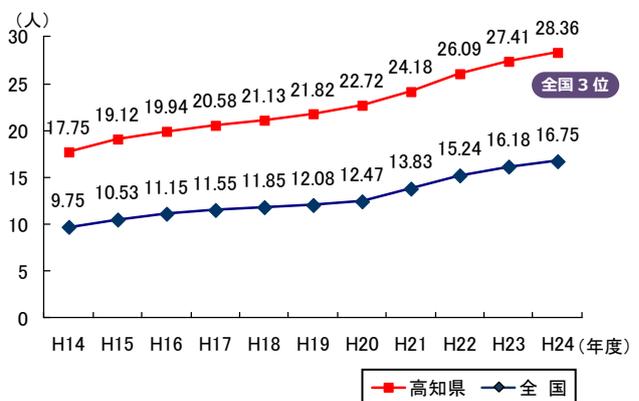
17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子供の割合

■子どもの貧困率の推移（全国平均）



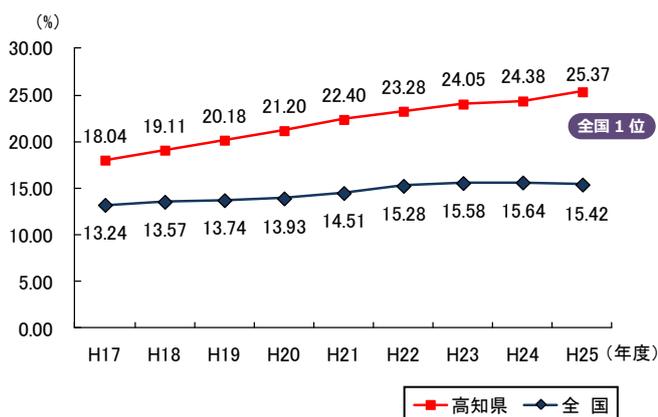
厚生労働省「国民生活基礎調査」

■生活保護被保護実人員（人口千人当たり）の推移



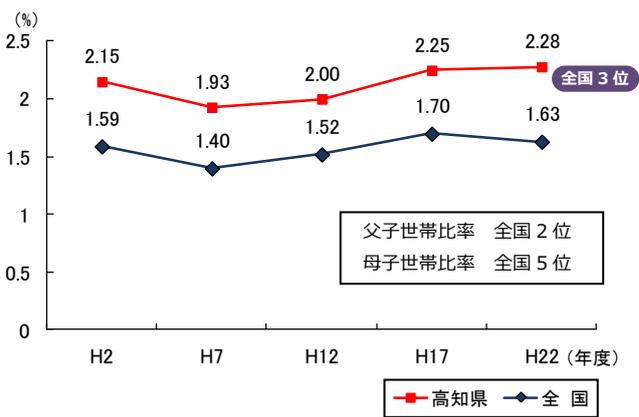
総務省「社会生活統計指標」

■就学援助率※の推移



※就学援助率=要保護・準要保護児童生徒数合計/公立小中学校児童生徒総数
文部科学省「就学援助実施状況調査」

■ひとり親世帯比率※の推移



※ひとり親世帯比率 = ひとり親世帯数/総世帯数

総務省「国勢調査」

4 学校と地域との連携について

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、学校が抱える課題も多様化、複雑化しており、学校だけでは解決が困難な状況が出てきています。こうした状況の中では、学校と地域が連携して、社会全体で子どもたちを見守り育てていくことが必要です。

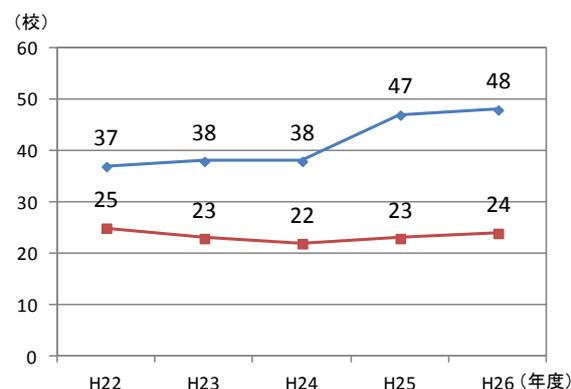
このため、県ではこれまで学校と地域が一体となった教育支援の展開に向けて学校支援地域本部の立ち上げ支援や、放課後児童クラブ等の子どもたちの放課後における安全で安心な居場所づくりに取り組んできました。

平成 27 年度は、22 市町村に 85 の学校を支援する 40 の地域本部が設置され、地域の方々の参画により、学習支援や登下校時の安全指導、環境整備等の教育支援が充実してきています。

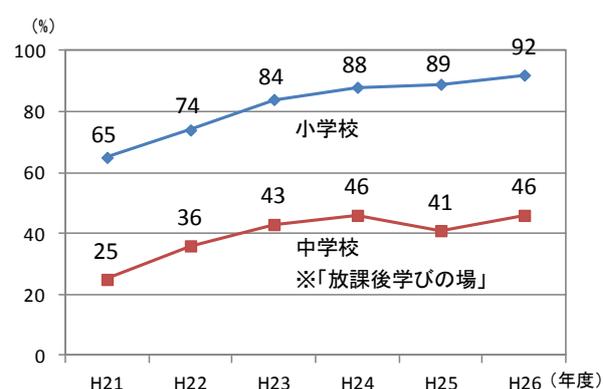
また、平成 26 年度に小学校の 92%、中学校の 46%に設置された「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」「放課後学習室」などの安全・安心な居場所で、様々な体験・交流・学習活動が行われています。

■ 学校支援地域本部設置学校数及び放課後子どもプラン実施率

◇ 学校支援地域本部を設置している学校数



◇ 小学校区・中学校区における放課後子どもプラン実施率



県生涯学習課調査

5 就学前の教育・保育について

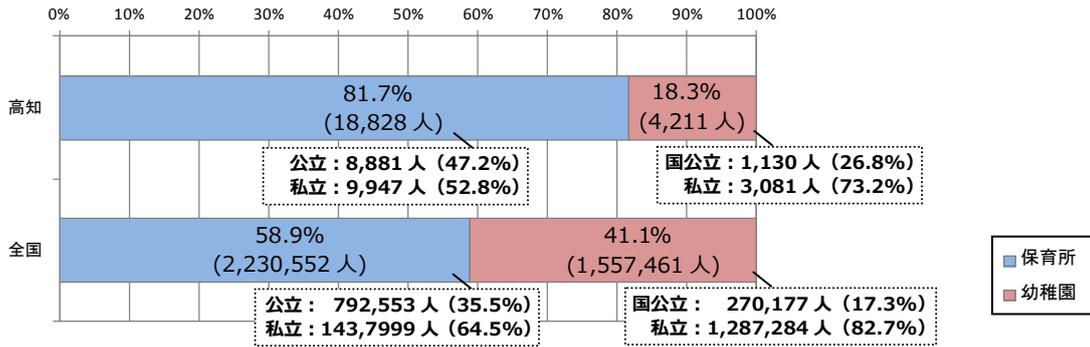
本県の保育所・幼稚園に入所・入園している乳幼児のうち、82%が保育所、18%が幼稚園を利用しており、全国と比べて保育所の利用割合が高くなっています。また、保育所に入所している乳幼児の 53%は私立保育所を、幼稚園に入園している幼児の 73%は私立幼稚園を利用しています。

各園では、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた具体的な指導方法に基づく教育・保育が十分に実践されていない状況がみられます。

また、就学前と小学校の教育の違いが保育者や教員に十分に認識されておらず、このことが小学校入学後に、集団行動ができない、授業中に座ってられないなどといった、いわゆる小1プロブレムにもつながっていると考えられます。

さらに、発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化が進んできたことで、保育者には、より専門的な指導・支援方法の習得が求められるようになってきています。

■ 児童の保育所・幼稚園の利用状況（H26年度）



保育所運営状況等調査、学校基本調査

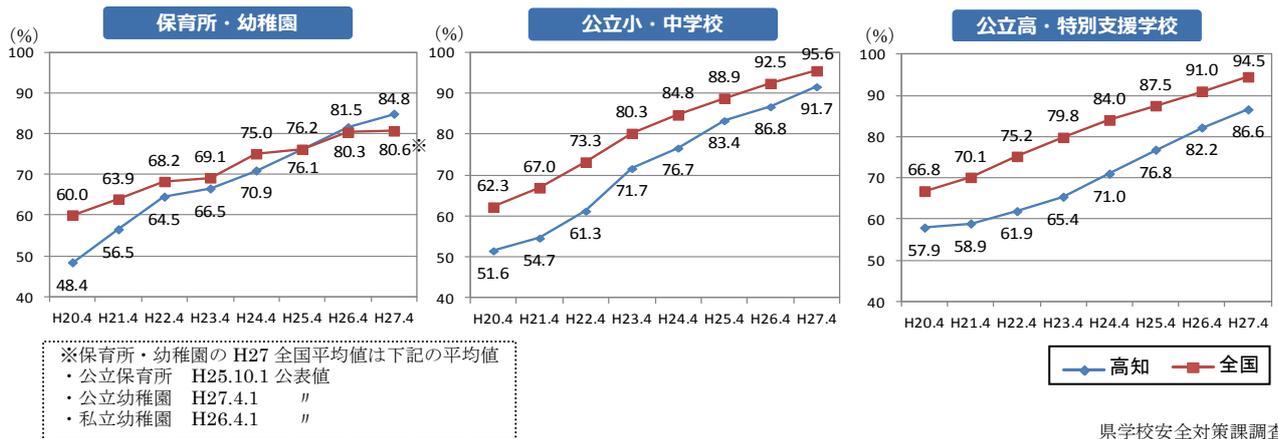
6 南海トラフ地震対策について

近い将来、高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震に備えて、県では学校施設等の耐震化などハード面の対策と、防災教育の充実などソフト面の対策を積極的に推進してきました。

県立学校の耐震化については、平成 28 年度の早期に完了します。また、平成 27 年度末で、市町村立学校については 95.0%、保育所・幼稚園等については 88.1%の耐震化率となります。

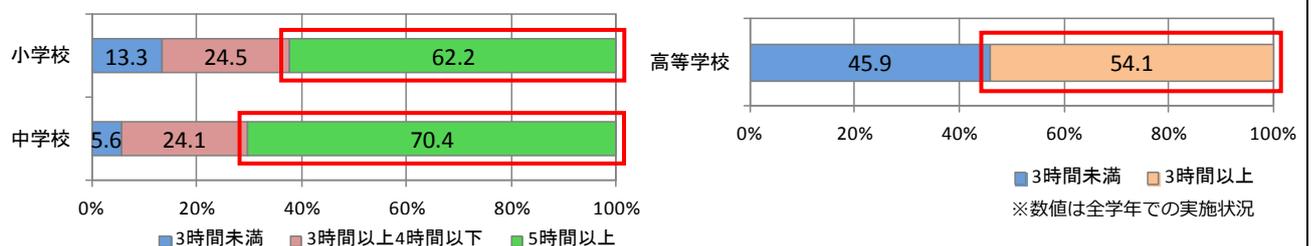
県が作成した「高知県安全教育プログラム」を使用した防災教育は、さまざまな時間を活用して、すべての学校で実施されていますが、防災教育そのものは教育課程上の位置付けがなく、授業時間の確保が難しいこともあり、平成 26 年度においては、県が独自に小・中学校で目標設定した年間 5 時間以上の防災の授業を全学年で実施している学校の割合は、小学校は 62.2%、中学校は 70.4%、高等学校で目標設定した年間 3 時間以上については 54.1%に止まっています。

■ 学校施設等の耐震化率



県学校安全対策課調査

■ 「安全教育プログラム」(平成 25 年 5 月全教職員配付) を使用した防災教育の実施率



県学校安全対策課調査

7 学校・教職員について

(1) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

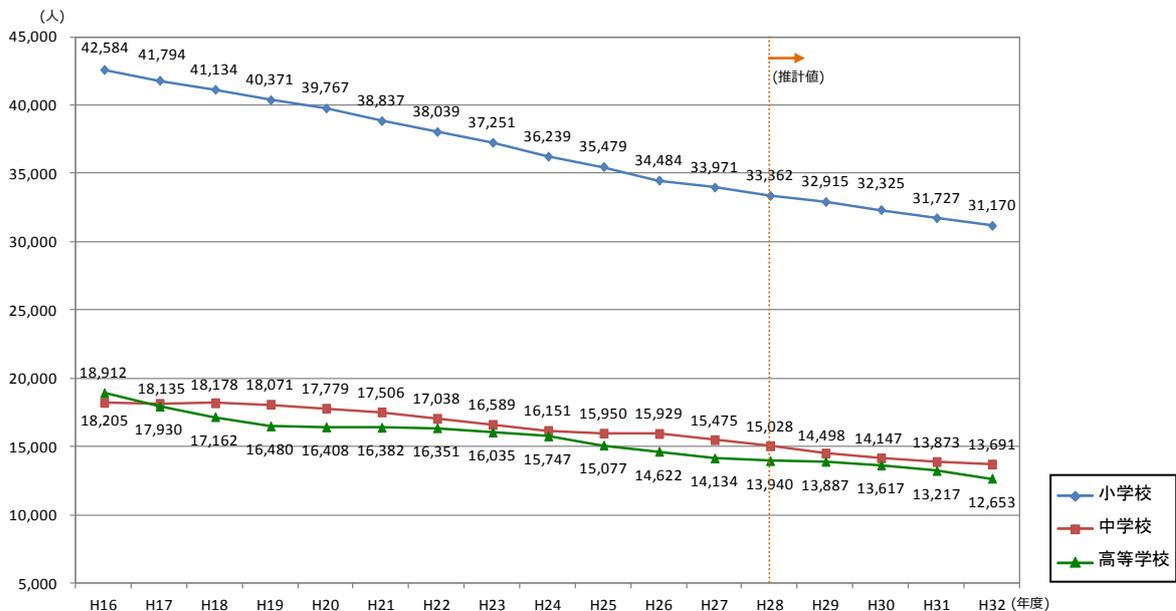
少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成 18 年に 76,474 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、平成 27 年 5 月現在、63,580 人まで減少しています。さらに平成 32 年には約 57,500 人まで減少することが予測されています。

児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校の数は、平成 18 年から平成 27 年までの 10 年間で 77 校減少しています。

県立学校については、平成 26 年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、須崎工業高等学校と須崎高等学校及び高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合に向けて取組を進めています。

児童生徒数がさらに減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

■公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移



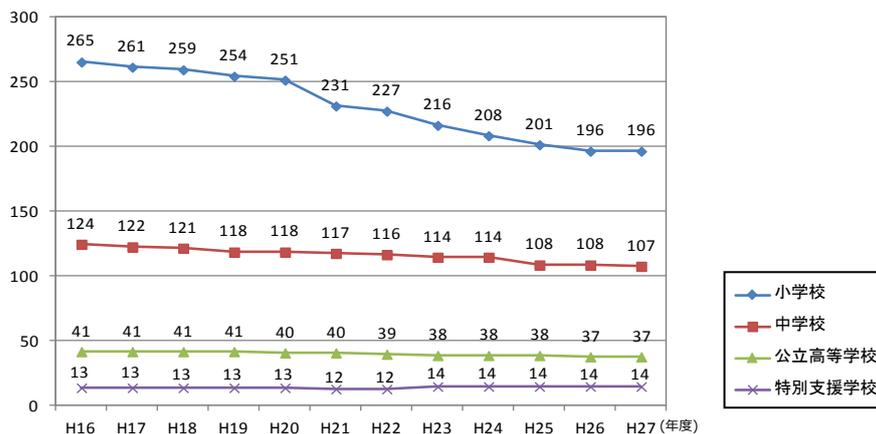
小・中学校について

※平成 17～27 年度は各年度 5 月 1 日現在の児童生徒数
 ※平成 28 年度は平成 27 年 9 月 10 日現在の推計値
 ※平成 29～32 年度は平成 27 年 5 月 1 日現在の推計値

高等学校について

※数値は全日制、定時制、通信制(併修制含む)の総生徒数
 (各年度 5 月 1 日現在の児童生徒数)
 ※平成 28～32 年度は平成 27 年 5 月 1 日現在の推計値

■公立小・中・高・特別支援学校数の推移 ※休校数は除く



県小中学校課・高等学校課調査

(2) 教職員の大量退職・大量採用について

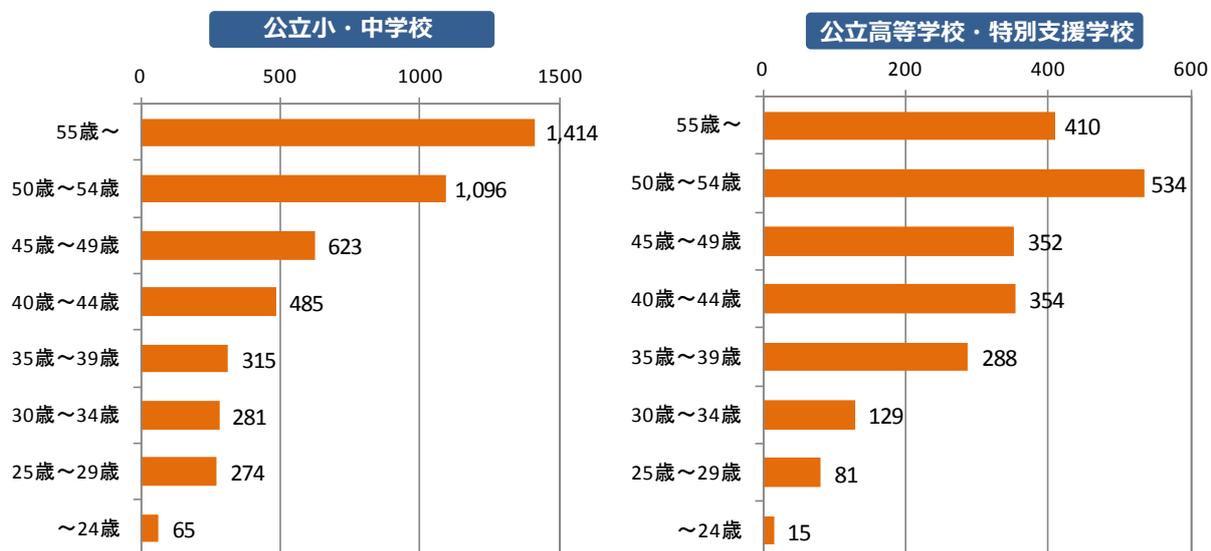
平成 27 年 5 月現在、県内の公立学校の教職員数は 6,716 人となっており、そのうち、50 歳以上の占める割合は約 51%で、40 歳未満は約 22%という偏った年齢構成になっています。

小・中学校は平成 27 年度から退職者が大幅に増加し、平成 28 年度から平成 36 年度までは、平成 33 年度をピークに毎年 200 人以上が退職する見込みとなっています。また、高等学校・特別支援学校においては、平成 33 年度から平成 37 年度までの間は毎年 100 人前後が退職する見込みです。

このように、本県は教職員の大量退職・大量採用時代を迎えており、大量採用によって急増していく若年教員の資質・指導力の向上が急務となっています。

■ 県内公立学校の教職員数*

※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭（実習助手、寄宿舎指導員、充て指導主事、再任用職員含む）



県内公立学校の教職員総数 6,716 人 (H27.5.1 現在)
 50 歳以上の割合 51.4%
 40 歳未満の割合 21.6%

県教職員・福利課調査

8 生涯学習について

本県の生涯学習の状況について、平成 25 年度高知県県民世論調査の回答結果をみると、最近 1 年間で行った生涯学習の内容について、「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」が最も多く（24.1%）、「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）」（18.9%）、「教養的なもの（文学、歴史、科学、語学など）」が 9.3%と続いています。また、「生涯学習をしたことがない」が 35.3%と多くの割合を占めています。

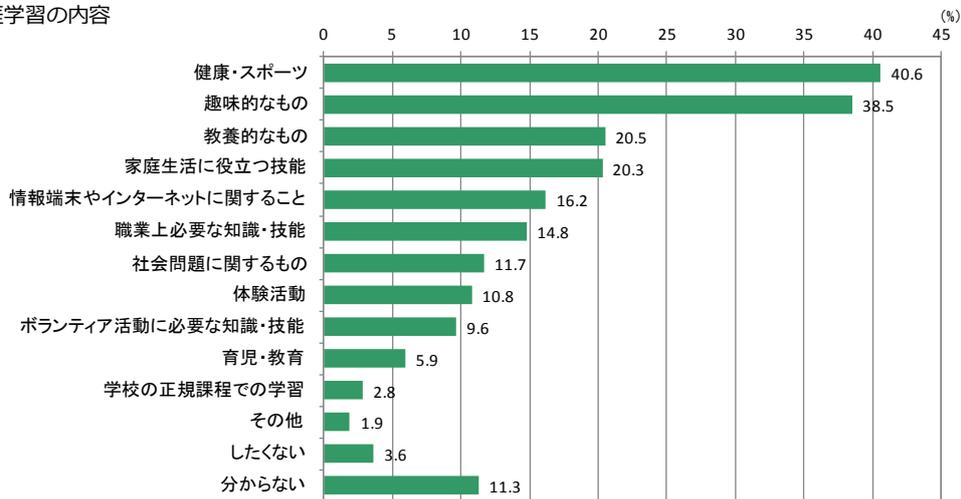
生涯学習の振興を図るためには、それぞれの市町村、地域の団体、生涯学習機関等が活性化

し、県民に充実した学びの機会を提供していくことが求められます。

しかし、社会教育の推進を中心的に担う社会教育主事や公民館主事の数は全国的にみても減少傾向にあり、また、少子化や高齢化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤が弱ってきています。

■生涯学習に関する県民の意識

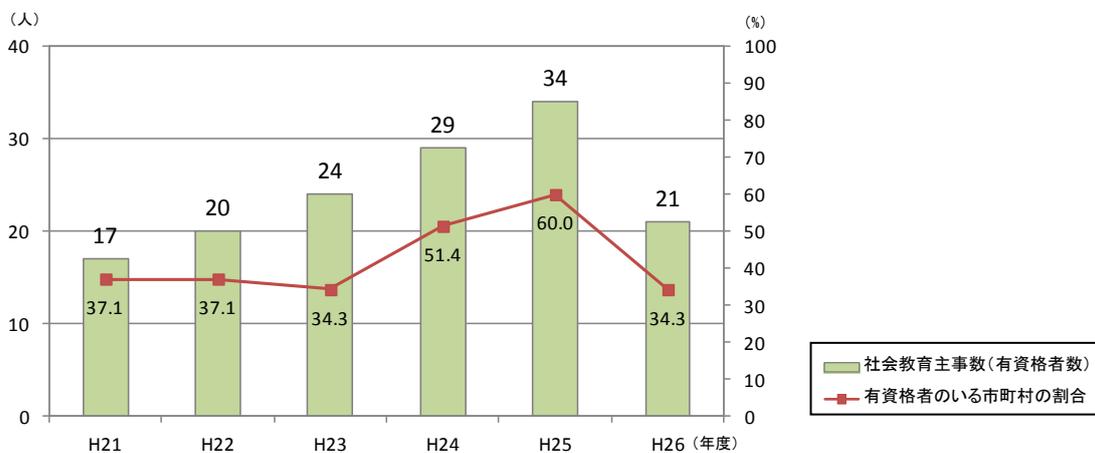
◇1年間で行った生涯学習の内容



※当てはまるものすべて選択

高知県「平成25年度県民世論調査」

■市町村教育委員会の社会教育主事数（有資格者数）の推移



県生涯学習課調査

9 スポーツについて

(1) 子どもの運動・スポーツ活動について

本県の子どもたちの体力・運動能力は向上傾向にありますが、幼児期における遊びを通じた運動経験の不足や、1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合が全国平均よりも高いなど、子どもたちに運動習慣が十分には定着していない状況にあります。

(2) 競技力について

国民体育大会での総合成績が全国最下位になるなど、全体的に競技力は低迷しており、競技力の向上を図るうえで、優秀なジュニア選手を発掘し、中・長期的な視点に立って計画的に育成する体制や、トップレベルの選手をさらにレベルアップさせるための体制が必要となっています。また、指導者の資質向上やスポーツ医・科学の活用など、選手や指導者を効果的にサポートする環境の整備も求められています。

中山間地域では、全体的に中・高等学校に設置される運動部の競技種目が限定される場合があります。また、部活動の加入率も低下していることなどから、競技人口の減少がみられます。また、専門的な指導ができるスポーツ指導者の不足やスポーツ施設が少ないことなどを背景に、活動できる競技に限られることや、身近な地域で継続的に運動やスポーツに参加する機会が少ないこと等の課題が生じています。

(3) 地域における運動・スポーツ活動について

職場でのレクリエーション活動の促進や、子育て中でもスポーツに参加しやすい環境づくりなどの取組が十分に行われておらず、成人のスポーツ実施率、特に働き盛りの年代のスポーツ実施率が他の年代に比べて低い状況にあるとともに、女性のスポーツ実施率が男性に比べて低くなっています。

(4) 障害者スポーツについて

障害者のスポーツ活動については、これまで、健康志向のレクリエーション的な活動が中心であったため、競技力向上に向けた育成強化が組織的に行われていない状況にあります。

障害者の生涯にわたる運動・スポーツ活動の基盤となる特別支援学校・学級の体育的活動については、障害の種別や程度によりさまざまな配慮が必要な場合が多く、より充実した活動を行うためには、多様な視点からの工夫・研究が必要です。

(5) スポーツ施設・設備について

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、スポーツ熱が高まる中、競技力の向上や、多様なスポーツ活動の広がりなどの観点から、安全で質の高いスポーツ活動が実践できるよう施設や設備の整備が求められています。

<参考：国の教育改革の動き>

国においては、日本の教育が直面する様々な課題に対処するとともに、これからの社会の変化を見据えた新たな教育を構築するために、平成 25 年 1 月に設置した教育再生実行会議からの八次にわたる提言を踏まえ、教育改革の取組を推進しています。

(主な教育改革の取組)

○道徳の教科化

平成 27 年 3 月に道徳に係る学習指導要領が一部改訂され、小学校では平成 30 年度、中学校では平成 31 年度から、「考え、議論する」道徳科への質的転換を目指した「特別の教科 道徳」（道徳科）が実施されることとなっています。

○いじめ防止対策の推進

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成 25 年 10 月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

法施行後もいじめが関係しているとみられる子供の自殺が起きており、引き続き各学校現場の意識改革、取組の徹底が課題とされています。

国は、いじめを積極的に認知するよう通知等で指導助言しており、いじめの認知件数は増加しています（平成 26 年度 188,057 件、前年度より 2,254 件増加）。今後も積極的な認知を更に進め、法に基づく学校の基本方針や組織が実効的に機能するよう、取組状況の把握、検証を進めることとしています。

○教育委員会制度改革

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、首長との連携強化を図るとともに、地方教育行政における責任の明確化等の見直しを図る観点から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成 27 年 4 月に施行されました。

教育長と教育委員長を一本化した新教育長の設置により、第一義的な責任者が教育長であることが明確化されました。また、すべての地方公共団体に、首長が主宰し、首長と教育委員をメンバーとする「総合教育会議」が設置され、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能となりました。

○高大接続改革

平成 27 年 1 月に「高大接続改革実行プラン」が策定され、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するため、

知識の暗記・再生に偏りがちで、「真の学力」が十分に育成・評価されていない傾向にある現状の高校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革を図るための改革の実行に向けて、体系的かつ集中的に取組を進めていくこととしています。

○小中一貫教育の制度化

小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を制度化する改正学校教育法が平成28年4月から施行されます。

義務教育学校は地域の実情に応じ、学年の区切りを「4・3・2」「5・4」など、柔軟に変更できることとなります。従来の「6・3」制は、中学校に進学した際にいじめや不登校が増加する「中1ギャップ」や、子供の発達の早期化で、現状の学年の区切りでは対応できていない点などが課題に挙げられていました。

これらの課題解決や、学力の向上などのために、一部の自治体が既に小中一貫教育を実施しており、制度化により一貫教育の浸透を図ることとしています。

○次期学習指導要領の検討

我が国の子どもたちがこれからの社会を生き抜いていくうえで必要となる資質・能力の明確化や、指導・評価の方法など、次期学習指導要領の改訂に向けた審議が行われています。

平成27年8月に出された教育課程企画特別部会の「論点整理」では「学校教育法が規定する三要素との関係を更に明確にし、育成すべき資質・能力の三つの柱に沿って各教科の指導改善等が図られるよう、評価の観点については、『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点に沿った整理を検討していく必要がある」としています。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念 ～目指すべき人間像～

(1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

グローバル化や情報化、少子・高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたくようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育てていくことが必要です。

<知・徳・体の育成すべき力>

- ◆知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲
- ◆徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていく基礎となる他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性
- ◆体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための体力や健康的な生活習慣

こうした知・徳・体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、市町村教育委員会、県教育委員会などが、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身に付けさせていかなければなりません。

このため、1つ目の基本理念を「**学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち**」の育成とします。

(2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

我が国では、先の見えない変化の激しい時代の中で、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められます。

このため、「**郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材**」の育成を2つ目の基本理念とします。

2 基本目標

基本理念の実現に向けた第4章の取組の方向性と施策の基本方向に基づく取組の基本目標として、下記の数値目標を設定し、P D C Aサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

(1) 知の分野の基本目標

①小・中学校

●小学校の学力は全国上位を維持し、中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

※H27年度全国学力・学習状況調査結果(数値は全国平均正答率との差)

小学校：国語A +3.4 国語B +1.6 算数A +1.8 算数B -0.4

中学校：国語A -2.5 国語B -2.9 数学A -4.5 数学B -5.4

②高等学校

●高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる

※H27年度学力定着把握検査結果(高校3年生4月)：30.4%

●高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

※H26年度卒業生に占める進路未定者の割合：8.0%

(2) 徳の分野の基本目標

●生徒指導上の諸問題(不登校、暴力行為、中途退学)の状況を全国平均まで改善する

※平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果

・暴力行為発生件数 千人あたり発生件数：8.2件(全国4.0件)

・不登校児童生徒数 千人あたり不登校数：小中15.5件(全国12.1件)

：高校18.7件(全国15.9件)

・中途退学率：2.1%(全国1.5%)

●全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

※H27年度全国学力・学習状況調査結果(各質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合。()は全国平均との差)

「自分には、よいところがあると思う」

小学校：77.3(+0.9) 中学校：69.4(+1.3)

「将来の夢や目標を持っている」

小学校：86.1(-0.4) 中学校：73.1(+1.4)

「学校のきまりを守っている」

小学校：91.2(+0.1) 中学校：93.8(-0.6)

「ものごとを最後までやりとげてうれしかったことがある」

小学校：94.1(-0.4) 中学校：94.1(-0.1)

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」

小学校：97.0(+0.8) 中学校：94.4(+0.7)

「人の役に立つ人間になりたいと思う」

小学校：94.4(+0.7) 中学校：93.9(+0.2)

(3) 体の分野の基本目標

●小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

※平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(数値はT得点(全国平均=50))

小学校：男子50.1 女子50.4

中学校：男子49.8 女子48.4

第4章 取組の方向性と施策の基本方向

5つの取組の方向性

- (1) チーム学校の構築
- (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援
- (3) 地域との連携・協働
- (4) 就学前教育の充実
- (5) 生涯学び続ける環境づくり

1 取組の方向性

第3章の基本理念や基本目標を実現していくためには、家庭や地域、学校、教育行政など、教育等に携わるすべての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識したうえで、力を合わせて子どもたちを育成していくことが必要です。

このため、教育等に携わるすべての人に日常的に意識していただくための取組の方向性として、下記の5つを定めます。

(1) チーム学校の構築

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上していくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教員で構成されているため、課題への対応が個々の教員により対症療法的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

こうした課題の解決に向けた取組として、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「**チーム学校の構築**」を推進していきます。

また、県教育委員会や市町村教育委員会などの教育行政は、県全域や地域の教育の課題を踏まえ、「チーム学校の構築」をはじめとする課題解決のための対策をきちんと学校や教員に示し、効果的・効率的に対策が実施されるよう学校や教員を支援していくことが必要です。

(2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においてはさらに深刻であり、こうしたことを背景に、多くの子どもたちが虐待や学力の未定着、不登校といった困難な状況に直面しています。

このため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「**厳しい環境にある子どもたちへの支援**」を徹底します。

(3) 地域との連携・協働

従来、子どもたちの成長を支えていた家庭や地域の教育力は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い低下しています。

他方で、子どもたちにかかわる課題は複雑化・多様化しており、特に、家庭の貧困など厳しい環境にある子どもたちへの支援については、学校にプラットフォームとしての役割が期待されているものの、学校だけでの対応には限界があります。このため、地域の方々には、学校と力を合わせて子どもたちを支え、育んでいただくことがますます求められてきています。

こうしたことから、学校と地域との連携を後押しするために、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである学校支援地域本部の設置促進や活動の充実など、学校と「**地域との連携・協働**」を積極的に進めます。

(4) 就学前教育の充実

子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に、質の高い教育・保育を受けることが重要です。

このため、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「**就学前教育の充実**」を図ります。

(5) 生涯学び続ける環境づくり

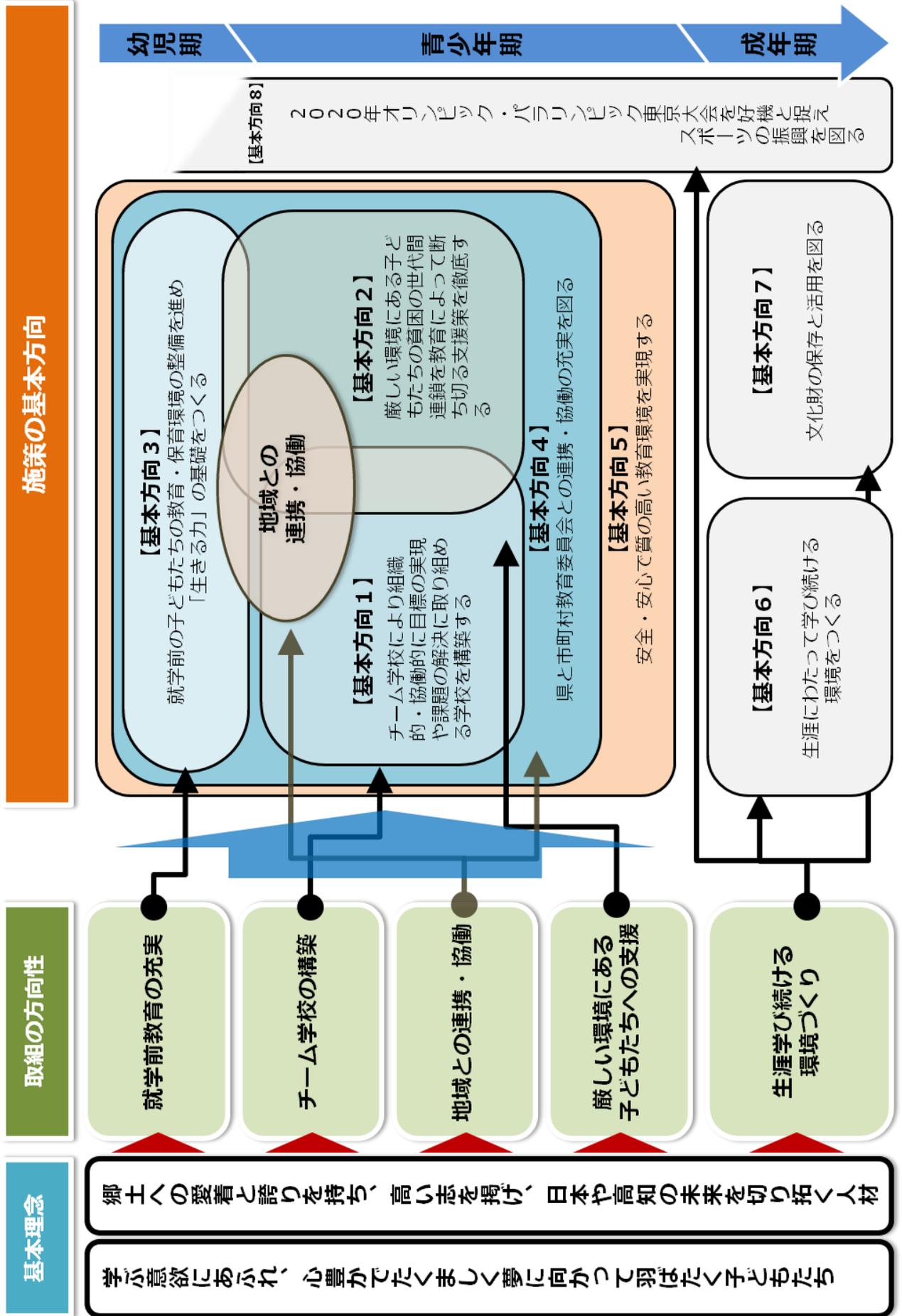
社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

こうした方向に沿って、「**生涯学び続ける環境づくり**」を推進します。

この5つの取組の方向性と「2 施策の基本方向」に掲げる8つの施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していきます。

5つの取組の方向性と8つの施策の基本方向との関係性は次ページの図のとおりです。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向【体系図】



2 施策の基本方向

基本方向 1	チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
基本方向 2	厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する
基本方向 3	就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる
基本方向 4	県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る
基本方向 5	安全・安心で質の高い教育環境を実現する
基本方向 6	生涯にわたって学び続ける環境をつくる
基本方向 7	文化財の保存と活用を図る
基本方向 8	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

(1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

学校が対応しなければならない課題は、複雑化・困難化しているうえに、子どもの貧困の問題や新たな教育課題への対応など、ますます重くなっています。

また、教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、ベテランの教員が少なくなり、経験の浅い若い教員の比率が急激に高まって行きます。

これに対し、学校の現状は、

- ・課題に対する対応が、個々の教員により対症療法的に行われることが多く、組織的・体系的に行われることが少ない
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、経験の浅い若い教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でない
- ・課題の中には、教員の専門性だけでは対応が困難なことも増えている
- ・教員が授業以外に生徒指導、部活動など多くの業務を行っており、負担感・多忙感を感じているとともに、授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、子どもに向き合う時間の確保に支障が出ている

といったことが絡み合い、課題に十分な対応ができていません。

こうした現状を改善するためには、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材も活用して学校の目標の実現や課題の解決を図る、いわゆる「チーム学校」の取組を進めていくことが必要です。

こうした「チーム学校」の取組の推進にあたっては、学校と地域との連携・協働の体制を構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

- ①学校の組織マネジメント力を強化し全教職員が方向性を合わせた取組を推進するために、学校経営計画の充実とその実現に向け校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備
 - ②組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための学校内の仕組みづくり。特に、急増する若い教員を育てることを重視
 - ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員など外部・専門人材の活用
 - ④学校支援地域本部の活動などを通しての地域との連携・協働
- などの取組を推進していきます。

こうしたチーム学校の取組を県内全域で推進して行くため、「**(1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する**」ことを施策の基本方向の1つ目とします。

このチーム学校で目指す学力向上等に向けた好循環のイメージを次ページに図で示します。

(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においてはさらに深刻であり、家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、本県においても多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、いじめや不登校、虐待や非行といった困難な状況に直面しています。

家庭の経済状況と子どもたちの学力との間には一定の相関関係があり、学びや就職が希望どおりにならないことなどが相まって、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。

家庭は教育の原点ですが、厳しい経済状況の中で、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者がたくさんいます。

また、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、学校と家庭以外に子どもたちが安全・安心に過ごせる場が少なくなり、地域が家庭や子どもを見守り、支える機能の低下もみられます。

こうした厳しい環境の中でも、子どもたちの学びや能力発揮の機会は、生まれ育った家庭の経済状況などに左右されることなく等しく享受されるべきものです。

すべての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を推進していくことが必要です。

こうした対策を効果的・効率的に推進していくためには、学校と地域との連携・協働の体制を県内全域で構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

- ①保護者の子育て力の向上を図るための支援や啓発
- ②小・中・高等学校における学習支援員等の外部人材を活用した放課後等の学習機会の充実
- ③学校支援地域本部の設置促進などの地域全体で子どもを見守る体制づくりの推進
- ④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部・専門人材や専門機関との連携・協働による教育相談支援の充実・強化

などの取組を推進していきます。

このように、「(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する」ことを施策の基本方向の2つ目に掲げます。

(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

これに対し、県内の保育所・幼稚園等では、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践がまだ十分ではありません。また、就学前と小学校との教育内容の違いに子どもが適応できないことなどを原因として学級崩壊などが起きる、いわゆる小1プロブレムも発生しています。

こうした課題に対応するため、

- ①保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の確立と普及
- ②保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化
- ③保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上
- ④保幼小連携のプランの策定・実践などの保幼小の円滑な接続の推進

などの取組を推進していきます。

このように、「(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる」ことを施策の基本方向の3つ目に掲げます。

(4) 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

施策の基本方向に基づく義務教育分野などの取組を効果的・効率的に推進していくためには、高等学校や特別支援学校の教育を担い、義務教育については県内全域の教育水準の維持・向上を役割とする県教育委員会と、小・中学校の設置・運営や就学前教育・保育の体制整備を行う市町村・市町村教育委員会が方向性を合わせ、お互いに連携・協働しながら、それぞれの役割や責任をしっかりと果たしていくことが重要となります。

このため、「(4) 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る」ことを施策の基本方向の4つ目に掲げます。

(5) 安全・安心で質の高い教育環境を実現する

本県の就学前から高等学校までの教育を下支えする教育環境には、次のような課題があります。

- ①本県は、今後30年以内に70%程度という高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により甚大な被害がもたらされることが懸念されており、教育分野においては子どもたちの命や学習環境を守り抜くための対策が求められています。
- ②本県では、今後、中山間地域を中心に小・中・高等学校における児童生徒数のさらなる減少が進んでいくことが見込まれます。また、病弱の特別支援学校における児童生徒の教育的ニーズが多様化しています。
- ③就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を確実に育成していくため、各校種間で学習内容の連続性を確保するとともに、生活面の円滑な接続を図ることが求められています。

- ④社会・経済の情報化が急速に進展する中で、学校には、社会に出た時に最低限必要な情報活用能力を児童生徒に身に付けさせることが求められています。また、ICTを活用して、教育活動の質的向上を図ることや、校務の効率化等により、児童生徒に向き合う時間を確保することにも取り組んでいく必要があります。

こうした課題に対応するため、

- ①南海トラフ地震等の災害に備えた学校施設等の耐震化の促進や防災教育の推進
- ②教育環境の維持・向上を図る視点に立った県立高等学校・特別支援学校の再編振興
- ③就学前から高等学校までの校種間の連携・協働の推進
- ④教員のICT活用能力の向上や県立学校における校務支援システムの整備など教育の情報化の推進

などの取組を推進していきます。

このように、「**(5) 安全・安心で質の高い教育環境を実現する**」ことを施策の基本方向の5つ目に掲げます。

(6) 生涯にわたって学び続ける環境をつくる

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

こうした課題を解決するため、

- ①社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修など時代に即した形での生涯学習の推進体制の再構築
- ②県と高知市が連携・協働して整備を進めている新図書館等複合施設におけるサービスの充実・強化

などの取組を推進していきます。

このように、「**(6) 生涯にわたって学び続ける環境をつくる**」ことを施策の基本方向の6つ目に掲げます。

(7) 文化財の保存と活用を図る

本県には、国指定重要文化財である高知城をはじめ、遍路道や土佐和紙など有形・無形の文化財が数多くあり、これらの価値を維持し、後世に伝えていくことが現代を生きるわれわれの使命です。

このように、「**(7) 文化財の保存と活用を図る**」ことを施策の基本方向の7つ目に掲げます。

(8) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

スポーツの振興に関しては、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定を好機と捉え、「子どもの運動・スポーツ活動の充実」や「競技力の向上」など5本の柱を掲げた「スポーツ推進プロジェクト実施計画」（平成27年3月策定）に基づく施策を計画的に推進しています。

このように、「**(8) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る**」ことを施策の基本方向の8つ目に掲げます。

この基本計画では、第3章で示した基本理念の実現や基本目標の達成に向けて、5つの取組の方向性と8つの施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していくこととし、基本方向ごとの施策や具体的な事業、これらの取組状況を点検・検証するための施策群ごとの指標を第5章に、施策ごとの具体的な事業実施計画を第6章に、それぞれ整理しました。

